

総社市訓令第7号

庁 中 一 般
出 先 機 関

総社市指名選定及び契約審査委員会規程（平成28年総社市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(委員長等) 第4条 略 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 <u>3 委員長、副委員長ともに事故があるとき又は欠けたときは、総務部長が委員長の職務を代理する。</u>	(委員長等) 第4条 略 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、 <u>又は欠けたときは</u> 、その職務を代理する。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。